

電子入札対象案件の処理手順と留意点（条件付一般競争入札）

条件付一般競争入札は、開札後に入札参加資格要件の確認を落札候補者に対して行う事後審査方式（ダイレクト型）としています。電子入札対象案件における条件付一般競争入札の処理手順等については次のとおりです。

詳しくは、尾道市ホームページに掲載しています「[電子入札実施要領](#)」「[電子入札の手引き](#)」等をご確認ください。

1 電子入札の対象案件

- ・原則として、設計金額1,000万円以上の建設工事を条件付一般競争入札の対象案件とします。
- ・電子入札対象案件には、利用者登録が未了の方は原則として参加することができません。

2 入札公告

- ・市ホームページに入札公告を掲載します。
- ・電子入札等システム（以下「システム」という。）からも案件検索できます。

3 仕様書（設計図書）の閲覧

- ・設計図書は、尾道市ホームページに掲載します。設計図書にはパスワードを設定しています。パスワードは指定様式で電子メールにより尾道市役所契約課契約係へ照会してください。
- ・パスワードの照会をしない者は、設計図書を受領・閲覧していないものとみなし、入札は無効となります。

4 入札書の提出

- ・指定した入札書の受付期間内（原則、連続する開庁日2日間）に、入札金額、くじ番号を入力して送信してください。
- ・入札書提出処理は、入札者側のパソコンの障害の発生等により、書面参加に変更しなければならない場合のリスク軽減の観点から、できるだけ入札期間の第1日目に行ってください。

5 開札

- ・入札公告に定めている開札日に入札書を開札します。

6 くじ引き

- ・くじ引きになった場合は、直ちに「電子くじ」によるくじ引きを行います。

7 資格要件確認書類の提出

- ・開札後、落札候補者に対して、当該案件の入札参加資格要件を確認する書類の提出を求める通知をシステムにより行います。書面参加者へは電話等により連絡します。落札候補者は、指定期間内に入札公告で指定する資格要件確認書類をシステムにより送信又は尾道市役所契約課契約係に持参してください。
- ・入札に参加している全ての業者には事後審査通知書をシステムにより通知しますが、落札候補者以外の業者も、落札決定となるまでは、進行状況に留意をしてください。
- ・指定期限までに資格要件確認書類の提出が無い場合は、その入札を無効とします。

8 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

- ・最低制限価格を設定した入札案件において、最低制限価格を下回る価格で応札した場合は、その入札を無効とします。
- ・調査基準額を設定した入札案件において、調査基準額を下回る価格で応札した場合は、入札を調査・保留とし、低入札価格調査及び事後審査を実施します。この場合、落札候補者は、指定期間内に工事費内訳書等の低入札価格調査に必要な資料を尾道市役所契約課契約係に持参しなければなりません。低入札価格調査の結果、適正な履行ができると判断された場合は、入札公告で指定する資格要件確認書類をシステムにより送信又は尾道市役所契約課契約係に持参してください。
- ・調査基準額を下回る価格で応札した低価格入札者のうち、最低価格で応札した入札者に対して調査を実施しますが、調査の結果、適正な履行ができないと判断した場合は失格とし、次順位の入札者を落札候補者とします。次順位以降の入札者も調査基準額を下回る価格で応札した場合は、同様に低入札価格調査を実施します。

9 再度入札

- ・予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、及び落札候補者が失格又は無効となり、次順位以降の入札者がいずれも予定価格の制限の範囲内の価格の入札でない場合は、失格者等を除いて再度入札を行います。
- ・再度入札を行うこととなった場合は、直ちに再度入札の入札期間及び開札日時等をシステムにより通知します。書面参加者へは電話等により連絡します。
- ・再度入札は、原則として当初の開札日当日に行います。ただし、審査の結果、落札候補者が無効となったことにより再入札となる場合を除きます。

10 入札結果の通知

- ・開札後、落札決定又は調査・保留、取りやめとなった場合は、電子参加した入札者へはシステムにより通知します。書面参加者へは電話等により連絡します。

11 契約の締結

- ・落札者は、契約締結のため、速やかに尾道市役所契約課までお越してください。
- ・契約は、落札者決定通知書の通知日から5日以内に締結する必要があります。

- ・なお、本店（主たる営業所）が契約に関して支店等に委任している場合は、その受任者と契約を締結することとなります。

12 障害等による電子参加から書面参加への変更

- ・電子参加者は、次の場合には書面参加申請書を提出することにより書面で参加することができます。（案件ごとの取り扱いとなるため、その都度手続きする必要があります。）
 - （1）代表者氏名、商号又は名称、本店住所の変更により、ＩＣカードの再取得の手続きを行っている場合
 - （2）破損、盗難等のためＩＣカードの使用ができなくなり、ＩＣカードの再発行の手続きを行っている場合
 - （3）入札参加者の使用するパソコンに障害が発生した場合
 - （4）その他、やむを得ない理由によって電子参加することができない状態になった場合
- ・書面参加申請書は、入札書受付締切予定日時の１時間前まで（再度入札も同様）に提出してください。

13 電子入札案件に書面で参加する場合の注意事項

- ・システムを使用せずに書面で参加する場合の入札書の受付期間などは、電子参加の場合と同一です。
- ・入札書は、入札書の受付期間に封書での提出が必要です。提出された入札書は開札処理時刻まで保管します。
- ・入札書は、次の事項を明記した封筒に封入して提出してください。（尾道市ホームページに封筒作成例を掲載しています。）
 - ・ 案件名
 - ・ 開札日及び開札予定時刻
 - ・ 提出者の商号又は名称
 - ・ 「入札書在中」という文言
- ・ 入札書には、任意の３桁の数字をくじ番号として記載してください。（くじ番号の記載の無い場合は、「００１」と記載されたものとします。）